



## 第18回 旅行代金に

# 含めなくても良い？

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

募集型企画旅行の「旅行代金」に何を含めるか、そして「何を含めないか」は基本的には旅行業者の自由です。取引条件説明書面に「旅行代金に含まれる費用」「旅行代金に含まれない費用」としてそれぞれ明示し、お客様が誤解しないように説明をしてください。ただし「旅行代金に含まれない」と表示したからといって、何でもかんでも外して良いという訳ではありません。

## ツアータイトルに記載したイベントは？

ツアータイトルに記載したイベント・観光施設の入場料や入場券は旅行代金に含めなければなりません。消費者は当然に含まれていると受取るという表示からの制約です。例えば「○○○コンサートツアー in ロンドン」というタイトルにした場合は当該コンサートの入場券は旅行代金に含める必要があります。「コンサートの入場券は別途お求め下さい」とすることはできません。また、当該費用を「追加代金」とすることも（公正競争規約で特別に認められている、東京ディズニーリゾートとユニバーサル・スタジオ・ジャパンのチケットを除いて）原則として認められません。

## イベント以外の旅行サービスは？

同様の理由から、取引条件の説明として日程表上に記載した旅行サービスについては、旅行代金に含めるべきでしょう。先日、当室にいただいた相談の中に「アメリカ国内を航空機で移動するのだが、予約して即発券が必要なのでキャンセルした場合のリスクが高い。日程表等でお客様に判るよう明確に表示すれば、この区間だけ募集型企画旅行から外して手配旅行契約で対応しても良いか？」というものがありません。難しい相談です。確かに旅行代金に含めるべき項目について旅行業法令には具体的な規定はありませんが、たとえば「ポストン・ニューヨーク8日間」のパッケージ商品であると謳っておきながら、パンフレットの中身をよく見たら「ポストンからニューヨークへの移動費用は旅行代金には含まれていません。お客様ご自身で移動してください」となっているとしたらどうでしょう？「ちゃんと書いてあるじゃないか」と抗弁しても、消費者を誤認させるような表示であるとして、誇大広告の禁止（法第12条の8）に該当する可能性は否めません。ツアータイトルを見ただけでお客様が、通常であれば旅行代金に含まれていると理解するであろうサービスは旅行代金に含めるべきでしょう。

## 燃油サーチャージは含めた方が作業はラク

旅行代金に含めるか否かに関する質問で一番多いのが「燃油サーチャージ」についてです。観光庁の通達では、燃油サーチャージは旅行代金に含めるのを原則としながらも、当分の間は旅行代金とは別途に徴収する方法を採っ

ても良い、としていますので、燃油サーチャージを含めない対応も可能です。しかしながら、含めない場合は、募集広告においては旅行代金に近接して目安額を表示しなければなりませんし、契約成立後でも実際の金額に増減が発生した場合は過不足を精算しなければなりません。

## 空港諸税等を含めない場合は

海外空港諸税や空港施設使用料等を旅行代金に含めず別に収受する場合は、取引条件説明書面に金額（現地通貨額・日本円換算額・換算レート等）を明確に記載してください。燃油サーチャージ同様に、過不足が発生した場合は後日精算することが原則です。精算しない場合は、過不足が生じても一切精算しない旨を明示してお客様の了解を得た上で契約を締結しなければなりません（なお、燃油サーチャージについては「一切精算しない」対応はできません）。

## 追加代金にすれば良い？

航空座席のグレードアップや一人部屋利用などの「追加代金」を設ける場合は、募集広告には「それだけ」で実際に旅行に参加できる基本となる「旅行代金」を設ける必要があります。この場合、たとえばビジネスクラス利用の商品でありながら、全ての旅行者に必要となる「ビジネスクラス追加代金」を別途設けて、広告には「ビジネスクラス追加代金」を含まない「旅行代金」を表示するなどして、実際より低廉な価格に見せかけることは許されません。（中島）

## 法務の窓口



⑦ チェコの有名な温泉保養地と、文化人の組み合わせで、誤っているもの。

a モーツァルト=カルロヴィ・ヴァリ b ショパン=マリアンスケ・ラズニエ c キュリー夫人=ヤーヒモフ